

平成28年度 第1回鶴岡市景観審議会（会議録）

- 日時
平成28年 5月30日（月）午後2時から
- 会場
鶴岡市役所本庁舎 6階大会議室東
- 次第
 1. 開会
 2. 挨拶
 3. 協議
 - (1) 都市計画高度地区の変更について
 - (2) 風力発電設備の設置等に係るガイドライン（案）について
 - (3) その他
 4. 閉会
- 出席委員
稲泉眞彦委員（会長）、野堀嘉裕委員、高谷時彦委員、斎藤留吉委員、佐藤友行委員、土田一彦委員、さとうれいこ委員、柴田和彦委員、本間満委員、早川均委員
（代理：松本 宏氏）
- 欠席委員
佐藤滋委員、秋野公子委員（副会長）
- 市側出席職員
建設部長、都市計画課長、都市計画課長補佐、都市計画課専門員、都市計画課主任、都市計画課主事、環境課長、環境課主任
- 公開・非公開
公開
- 傍聴者の人数
2人

1. 開会（進行：都市計画課長）

2. 挨拶
（会長）
（建設部長）

（委員紹介、出席者数の報告、会の成立宣言）（都市計画課長）

3. 協議（議長：会長）

会長

次第に従いまして進めさせていただきたいと思います。

市長から「景観形成に関する意見について」ということで依頼を受けております。本市の良好な景観形成に資するものであるか、貴審議会のご意見をお聴きしたいということで、一番目は都市計画高度地区の変更について、二番目は風力発電設備の設置等に係るガイドラインについてとなっております。この二つに関して審議してまいりたいと思いますのでご協力方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは一番目の高度地区の変更について、事務局お願ひします。

（説明：都市計画課長補佐）

会長

ご質問、ご意見含めて伺いたいと思ひます。

委員

今回公益施設ということで、用途が明確化されたことで簡単に分かり易くなったと思ひます。

委員

高さの基準を決める資料を見ているんですが、今一つこの意味がよく分からないところがありまして、これは軸線があってそこから道が曲がっていたりするときにここに建つ建物の高さを制限しようという考え方ですよ。例えば軸線上に建っている分には高くても良いというのが基にある考え方ですか。

都市計画課長

道路は図面で見るとまっすぐに見えますが実際は曲がっていたりします。例えば視点場②は、銀座通りから金峰山、母狩山が見えるのですが、ちょうどこの地点に来ると、例えば山王側から来て視点場②に立つと道路の正面に金峰山、母狩山が当たります。見え始めの場所がここで、この視点場に立ったときにこの距離から金峰山、母狩山が見える高さを計測して山の稜線の40%が見えるための高さを決めております。

委員

その辺は分かるのですが、ただもっと前に行くと見えにくくなる。その辺はどう理論的な整理しているのかなと思ひまして。私の感覚では高さの問題を何とかが見

えるというだけで、それも大事なことだとは思いますが、プラス高く建てられるのに高く建てないというのは、高く建てないでゆったり住む環境をみんなで共有している、そういう意味の公益性があると思うのですよね。もう一つ、高さ制限をする理由をみんなで考えた方が良いのかなという気がするのですが。

何とかが見えるというだけだと無理のあるところがあって、もちろん山当ての研究としては大変なことだと思うのですが、例えば今、鶴岡市内にもマンションで高いのがありますけども、みんなが低くしているところに自分だけ高くして眺望を良くするというのはみんなが共有してきた価値観と違うんじゃないかという、暗黙の公益性というか、みんなで守ってきた、それをイメージ化して守るのが高さ制限ではないかなと、私はその意義はすごく高いと思っているのですよ。

都市計画課長

今委員からお話いただいた部分というのは、いろいろな方々からご意見、ご指摘をいただいております。それで追加しているのが景観配慮事項（ガイドライン）を入れ込んだということです。それとコミュニティアーキテクトで事前相談をできるようにしたこと。委員の仰ることはごもっともだと思うのですが、市で基準値を設けることが困難であることから、ガイドラインを守っていくことと、コミュニティアーキテクトにより基準値として出てこないような部分は事前に助言をしていこうかなと思っております。

委員

改正の実効性の問題ではなくて、理由の説明に、何処から母狩山が見える、金峰山が見える、鳥海山が見えるというその説明だけじゃなくて、市民が守ってきたものがあると思うんですよ、城下町らしさという名前でもって。そういうところに価値を見出すというか、そういう視点も景観というものにはあった方が良くないかなという意見です。

都市計画課長

市としてはガイドラインを付記したことが景観に配慮したところですよ。

委員

ガイドラインは実効性を担保するための手段であって、景観の高さを規制する目的について、金峰山が見えるかどうかという視点で説明されているので、それだけではない時代じゃないかなという意見です。考え方を説明されるときに、どこから何かが見えるだけでは無理があるのではないかなと。研究は研究で立派で良いと思うのですが、それだけを理由にしようとするちょっと説明に無理があるという気がしました。

都市計画課長

委員がお話した部分というのはある意味理念的なものになると思うのです。理念を書けば良いのかもしれないですが、繰り返しになります。曖昧さを排除して基準を設けての説明と、市民が愛し続けてきた景観を守るための説明としては景観ガイドラインを守るとか、コミュニティアーキテクトによる助言を入れていくことによって、市としては景観への配慮を担保できていると考えております。

建設部長

あくまでも今回の案件は都市計画決定であり、それ自体が手段であるので、今回の高さに関するガイドラインが市のまちづくりにとっては上位の概念になります。その概念を実現、具現化していくための都市計画決定であって、今回シミュレーションした山当てというのは高さの目安を考えると時の確認の仕方の一つかと思いません。

会長

この件に関して他の委員からもお聴きしたいと思います。

我々の今までやってきた中の基本になっているこの点に関して他にご意見ございませんか。

委員

月山の方向で山当ての景観について現状はどうなっていますか。

会長

関連して、私も今回配られた資料の景観配慮事項のところに「周囲の山々（鳥海山、金峰山、母狩山、月山）」と書いてあるけども、あえてここには四つありますね。この根拠は何かありますか。

例えば、論文の中ではこの他に高館山、荒倉山という名が具体的に挙がっています。それから市役所側から見ると庄内町にあります荒倉岳という山が猛烈に迫力を持って、桜のころはものすごい迫力で東側に見える。そういう山の具体的な名前というのは論文等の中に載っているのですかね。

都市計画課長

月山の山当ての話ですが、研究の経過を踏まえると月山に当てて道路を切ったというのはございません。鶴岡の場合は無いと言われていました。これは1986年に佐藤先生が鶴岡で最初に手がけた研究で、山当てという理論を研究しているのですが、山当てというのは鶴岡だけではなく城下町の形成にはよくあるという話で、鶴岡だけの景観ではないらしいです。鶴ヶ岡城酒井家入部の際に、鶴ヶ岡城を置いて道路を切るときの南北軸を金峰山と鳥海山に当てて切ったと。委員が仰った月山というのはそれに直交するような形で、道路を井桁のように切っているのです。ですから月山に必ずしも、当たる場所もあるのですが、月山を意図して当てている場所というのは特にないという説でございます。

あと会長のお話でもっと他にも山があるのではないかとということでございますが、それが資料の論文に出ております。論文につきましては今回の金峰山、母狩山以外にも荒倉山や高館山に軸を当てて調査してみたということがありますが、鶴岡の街路軸というのは金峰山、鳥海山の南北軸に当てて切られたところが正解なんだろうなど。ですから他の山が関係ないとは言わないのですが基本軸は金峰山、母狩山、鳥海山だと思います。

会長

ここで四つだけ書いてあるのは誤解を生まないかなと。というのは、月山は今あまり関係ないと仰った。ただし、鶴岡からはあちこちから高いがゆえ、近いがゆえに見えやすい。誰でも知っている山である。抜けないのはわかりますけども、山当

てに関わりなくとも。もし、こういう表現をするのであれば「等」としておいた方が無難なのかなと。この四つだけではないとして。そういう意味でさっきあえて言ったんです。高館山や荒倉岳を入れろと言ったわけではないのです。この表現のところがちょっと気になりました。

ついでだからコミュニティアーキテクトに関してですが、これは市が指名をして新たに作るという意味なのでしょうか。

都市計画課長

コミュニティアーキテクトにつきましては、今回の高さの助言もそうなんですけど、他にもいろいろと役割を担っていただこうと考えております。構成メンバーは、基本的に高等学術機関の先生を柱に、市内の建築士の皆様方を中心に構成しようと考えております。実は、この中にいる委員の何名かにもお願いするつもりではあります。やっていただくのは高さ制限の事前の助言等をしてもらいたいのですが、その他に山王町、旧荘内病院前の馬場町五日町線、それから羽黒町手向地区ですが、住民の方々と既にやり終わっているものこれから作るものがあるのですが、住民の方々にまちづくり協定を結んでいるところがあります。そういったところは協定の中で、建て替えがある場合まちづくり相談所に相談しましょうという規定がございまして、今言ったそれぞれのまちというのは市内の建築士の方がそれぞれ入っているのですが、そういったものもこのコミュニティアーキテクトの中で、次のまちづくりの活動が出た場合はこちらでコントロール、指導いただけるような組織になればというような目的も持っております、これから叩き台を作り上げながら構成していきたいと思っております。

会長

指名をして、もちろん有料でということですか。あるいは市が資金的な補償はするということですか。

都市計画課長

残念ながら今年度は、資金的補償はございません。

会長

要はボランティアでやっていただくと。

都市計画課長

市としては、何らかの対価が支払われる形にしたいとは思っているのですが、いろいろなパターンで関わっていただく予定なので無償というわけにはいかないのかなと思っております。しかし、予算的な話としては裏付けがございませんのでご理解いただきたいと思います。

会長

それでは先ほどの委員の発言に関連したところを他の委員からもお聴きしたいと思います。

委員

これを作っている側はあまりにも中身をわかりすぎていて、そうじゃない方、建

てたいと思ってきた方々がこれを理解できるかどうかというところの視点で考えていない部分が出てきているような気がするんですね。市内だけの人たちがそこにものを建てるわけではない、おそらくは全国を見なくてはいけない、そこから誘致するに当たっても、内部の人たちがわかりすぎていてそのことに気付かないで、これでわかるでしょうというのはちょっと間違っている気がするんですね。委員の捉え方がある意味、他からいらした方々が思っちゃう、何でこのまちはそうなんだ、単純に何で面倒くさいんだというだけのものになってしまう可能性があるんじゃないかと。建物を、商業でも何でも持ってきたいというふうにしたときに、入口をもう少し分かりやすくするような手段はないかという部分は考えなくてはいけないんじゃないかと。なぜそれをするのかも含めて、鶴岡はこういう考え方だということを最初に持ってくる必要があるのではないかなと思ったんです。

委員

私も同感ですけども、あまりにも高さ制限を過度に制限すると鶴岡に建てたいといってもそう思わない、鶴岡でなくても良い、よそに行ってしまう、段々と鶴岡がいろいろな事業が衰退していくのではないかなというふうに思っております。ある程度今まで守ってきたものについては大事にしながら、これからの近代的な造りにはある部分では必要なのではないかなと思っております。

委員

私が考えたのはこの見直しを実行して制度となって出てくるわけなので、将来許認可の対象にはなるにしても許可による特例として行われる15m、20m、20～25mの範囲に建物が建つ可能性があるということで、仮に建った場合にその「視点場①」若しくは「視点場②」からの視線が確保できているのかというところがわからない。実際シミュレーションして3次元で建ててみたら「視点場②」は見えなくなってしまう、そういうことが起きないのだろうか。仮にそういうことが起きてしまうと、この改正の資料にある「街路軸における山々の眺望の保全に配慮する」ということがきちんとできていないものを作ったことになるので、調べた方が良いのではないかという意見です。

会長

高度地区の見直しを行いたいということが出てきているわけですけども。他にありませんか。

都市計画課長

先ほど部長からありましたとおり、今回は都市計画決定の変更手続きになります。今までの皆様のご意見を聴いて感じたのは、あくまでも文字で出るのはただし書きだけになりますので、今回説明させていただいて、なぜこういう資料を作ったかというのは冒頭申し上げましたとおり市民、それから経済団体の皆様からわかりにくいと、15mの基準がわかりにくいし、もっと違う高さの議論があっても良いのではないかということで、皆様方にいろいろな意見をお聴きして案をまとめております。市の説明がもう少し、例えば市民が守り育ててきた大切なものというところの考え方を説明資料の中に付加すればもう少しは分かりやすいのかなと思いました。今回は景観審ということで、特に十分説明させていただいたということがあります。今後は市としても心して市民向けの説明資料については分かりやすい内容に努めて

まいります。

会長

これに関わって他にご意見ございませんか。

委員

私ちょっと心配なのはこういうふうに例外を書いてしまうと、例えばマンションですと、立地適正化計画でマンションは都市機能に重要なものとしてまちなかに入れば当然25mはOKになるのですよね。

都市計画課長

なると思います。

委員

例えば、既存マンションのように、ひゅっと出てきたものに対しては今後の歯止めはコミュニティアーキテクトということになるのですか。または、歯止めではなく、市の計画に書いてあれば当然OKとするという枠組みに変えたいということですか。要するに、立地適正化計画とかに書いてある内容であれば、25mは事実上OKになると思うんですよ。だからそこはちょっとみんなで慎重に、どういう状態が起こるのかなということは考えた方がいいんじゃないかなと思うんですよ。

例えば病院の医師公舎のときは、あれは本当に公益なのと皆さん議論したと思うんです。あれは医者が住んでいるマンションでしょうと。そこで一つの歯止めがかりそうになっていたのかなと思っているのですけども。そういうのは、今後はちょっとかからなくなると。そういうことを皆さんと議論しておいた方が良いのかなと。私の個人的な感覚で言うと、基準というのは根拠なくある程度決まっているものだと思うんですよ。根拠がないから基準を決めるので。それを超えるものはみんな許可をもらうというつもりで、良いものを、環境にも良いものを、あるいは民間施設であっても公益的な色彩が増えるものをと努力をして許可をいただいていたのかなという気がするのです。医師公舎にしても保育園があったり、商工会議所は案内所のプラザがあったりとか。そういうのが今後なくなっていくやしないかなという心配があるのです。

会長

これに関わって委員の意見があればお聴きしたいと思います。

強く言えば現状でも十分対応できるのではないかと仰っているわけですが、いかがですか。

委員

この案が出てくる前はいわゆる公共施設とか、曖昧なところがあって、いちいち景観審議会なり都市計画審議会なりに諮って、市長が許可を出していただくわけですが、公共性についてどこまでか、公益性だとまた広がるわけだし、むしろこの案のように明確に用途を提示してもらった方がその都度の制限とかは関係なくなるわけだし、運用の仕方としては良いような気がします。それから先ほどの集合住宅については、都市の空洞化というのが鶴岡市でも問題になっていますので空き地利用対策でいわゆるまちなか居住、そういったことを推進する意味ではやっぱり集

合住宅もあっても良いのではないかなど。高さ的には近隣商業とか商業地域ですから最大で25mということなので、現在あるような10階建てマンションはできないわけですから、私はこの案で良いような感じがします。

会長

他の方にもご意見を求めます。いかがでしょうか。

委員

一番はこうやって物事を決めるじゃないですか。そして特例で高い建物が建つわけですが、それを市民の方々が本当に理解しているかというところではなく、なんとなく公共だから仕方ないという感覚だと思っている。こうやって明確化すれば課長さん仰るとおり分かりやすいと思うのですが、いつの間にか高いのが建つと、一生懸命景観を守りましようとしているのだから、特例で認可された理由、なぜなのかということをもっと市民側に伝えないといくらこれを議論しても理解してもらえないと思うんですね。その辺も含めて物事を進めていってほしい。高さ制限も必要だと、鶴岡とはそういうところだとしてまちづくりを進めていってほしいと思いますし、それは重要なことだと思いますけども、とにかくそこに住む人間が良かったねと思うようなことをしていかないと、それを伝えるための方法論はやっぱり考えていかないといくら良いルールを作っても、それは市民のためにならないと思うんでぜひその辺の配慮をお願いしたいです。

会長

他にございませんか。

委員

私が思っているのは、実際に自分が商工会議所を設計してみて15mには収まらない、機能を満足できない。ただし、そういったものというのはある程度の予想ができると思いますか、今後中心部の内川西側のゾーンにもこういったものが建ちそうだと。むしろ建築確認によってここはこういった高さならOK、ある程度やりましょう、なぜならばまちの中の大事な場所だからとか、ここはちょっと15mでやっていきたいと思いますとか、地区計画的なメリハリをやはり早くやったらどうかなと私は思っているのです。私たちの研究室の人も参加していますが、荘内銀行本店前の街区とか、街区全体で皆さん案を作って高さもこうなったらどうだねとか、いろんな議論されていてすごく良いと思っているのですが、そういった意味である程度制限をかけられる場所、ここはやめておこうとか、そういったルールをできたらもう少し早く作れないものかなと、そんな気はしているのです。私たちが商工会議所を提案したときも軒線の高さは守っていて、建物高さは15mを超えて17m50cm近くですけども、その代わりに今まで消防署の高さにあった12mちょっとの高さの軒線を守って、それを守ることによって内川に対してもそれほど圧迫感のないものができる。ですからそういう意味では内川ルールというのを作ったらいいんじゃないかみたいなことを。やっぱり私は、内川は内川ルール、それから山王だったらそのルールを早くやらないと、マンションとかの申請があったときになかなかコミュニティアーキテクトとしても迷うところが出てくるのではないかなという気がいたします。

会長

座長として大変苦しいところではありますが、これをどちらかにまとめるのはもはや無理だと判断しましたので、この会の委員として一人ずつ全員から賛否を聴いて、こういう結果であったということでは、もしこれが圧倒的に片方が多いようでしたらそっちにしますけども。まだ発言しておられない方もおりますので、提案に賛成の方と、今までの方がこれよりも良いとする二つの意見で賛否をとってそれを会の意思とさせていただくしか方法はないと判断しますがそれでよろしいですか。

建設部長

市民が分かりにくいということについて、今回はあくまでも都市計画決定の内容ということで、最初に都市計画決定、高度制限の内容を書く前にやはりその目的ということではしっかり書いていかなければならないだろうし、その辺は今出ている資料では若干不備な部分はあると思いますし、そういったところは今後しっかり外部にアナウンスしていく必要があると思います。その辺は配慮させていただければと思います。

そして1件1件結果どうなるかということに関しては、今までの荘内銀行であるとか、商工会議所であるとか、比較的マスコミに取り上げられておりますので皆さん経緯をご存じだと思いますけれども。市の施設に関しては今までの手続き上パブリックコメントを行います。ただ、民間事業に関してなかなかパブリックコメントということになると事業計画であるとか個別のことがあり難しいだろうと。ただ、なぜ自分たちは高い建物を建てなければならないかということはお説明をお願いしますということでやっていますので、周辺の方々、影響のあるの方々に関しては予めご説明いただき、意見をいただくということが必要ではないかと考えております。

あと、委員の仰ることは十分に分かります。ただ、鶴岡市の地区計画は、既成市街地で地区計画をかけたところはなく、全て区画整理、新たに市街地を整備するということで、権利の整理がしやすい場所です。地区計画をかけるということは逆の意味で利用に制限をかけるという行為になるのでその辺が難しい、実際に既成市街地に地区計画をかけるということは様々な権利者の合意を得ていかなければならないと。やはり将来的にどういうことになっていくかということに対してある時点で制限をかける地区計画というのは正直言って難しいのだろうとと考えております。実際今回議論した中で、建物の形だけではなく、権利とか土地であるとかということも絡んでくるので将来的なものをかなり制限してしまうというのは、逆に言うと民間投資が決まっていない状況でそこまで制限すると抑制がかなり働くおそれがあります。そこで、コミュニティアーキテクトというところで個々に対応していきたいと考えております。

実際に内川に面しては12mいくつの軒高というのが一つの、いうなれば現在商工会議所が建っているわけなのでそのエリアの一つの新たな顔を作ったわけですので、それをコミュニティアーキテクトが読み込みながら、この次そこで15mを超える建物を建てられる方に対しても、ここの一つの形態のコンテキストがあるので、そういうものに配慮をお願いできませんかというところからスタートさせる。そういったやり方をしていくということで、市としてはどうにか対応できないのかなと、現時点で考えているところです。

委員

私、賛成とか反対とかを決める前にこの緩和によってどういうまちを目指そうと

しているのかを一回きちんと議論しておいた方が良いのではないかと、そういうことを、それを地区計画と言いましたけれども。ここは高いの建ててください、ここはやっぱりまずいんじゃないかとか。ある程度想定はできるのかなど。それと付加的に申し上げますと15mの中で何ができるのかということを徹底的に検証するべきことが必要だったのかなと思います。

委員

15mの高さが緩和されるということではいわゆる高層化していくというか、そういうことを許可していくという方向性ですが、今までは城下町鶴岡に何を市民とか全国の人が期待するかというと近代化じゃなくて、歴史性を大事にしたり、そういった部分が強いんじゃないかなということを感じています。例えば今回ただし書きを認められたとしても、何らかの方法で歴史的風致維持向上計画もありましたけども、例えば既存の文化財級の建物を保存していくのもそうですし、あるいは復元していくという、そういう方向の、何か方向性が見いだせるような制度があれば調和がとれていくのではないかなと思います。

会長

さっき二つの案に手を挙げてくださると、どちらも挙げないという方法もあるかもしれませんが、そういう形で問うて良いですか。異議ありませんか。

どなたも異議ありと仰らなかったのが大変苦しいところです。

この鶴岡市の規制は、ある意味でこれまできちんと守られてきたし、市の努力も認められるし、他の市町村に行ってみて、歩いてみて、本当にこの市は間違いなくその方向に来ていたからこそ、こういうまちができていないかと思えます。そういう基本は変わらないということ由市では仰ってますから、そこは非常に大事だし、だめになるわけじゃないけど緩めるということは間違いのないわけですから、そのことによって将来どうなるかという問題もあるわけですが、背景には産業界の問題もおありでしょうから。ですが、我々委員としては、意見を決めさせていただきたい。市の提案の緩和するという方向と今までのベストだという、この二つに挙手をさせていただきます。まず最初に市から出てきたこの提案に賛成の挙手を求めます。

(7名挙手)

今までのよりベストであるという提案に賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手なし)

委員

私はこれが良いと判断するにはちょっと早すぎると。これによってどういうまちになるのかを慎重に議論した方が良いかと。反対しているわけではないです。

会長

どちらも手を挙げなかった委員、何かご意見ございますか。

委員

今回初めて参加させていただいたのですが、事前に資料もいただいて、やはりこの見直しのそもそも必要性について、どこに説明が書いてあるかわからなかったのですね。見直しがなぜ必要なのかということ。平成16年に高度地区を設定して12年くらい経っているわけですが、そのなかでどういった現行規定の制定時から現在までどのような情勢変化があって、先ほど部長のご挨拶の中では公益の中においてもっと分かりやすい判断基準が必要だという考え方ももちろんあるのでしょうか、やはり12年経ってこういう情勢がこういうふうに変ったんだとか、あるいは具体的にこういうことで困っているとかですね、そういったことが書いてないものですので、その辺最初に説明があるのかと思っていたのですが、そういったことがないと何のためにこれをやるのかとご説明いただかないと賛成とか反対とかはちょっと、初めて参加した身としてはできないなということで保留をしたところで

会長

多くの委員は、長くやっている方がずっと圧倒的に多いものですから、配慮が足りませんでした。

都市計画課長

委員のお話は理解しておりまして、個別のシミュレーションを踏まえながら1件1件の建て方について議論をやるべきだということも市としても思っておりまして、事務サイドとしてはそれを欠落しているわけでもなくて、今回の改正というのはそれをさらにコミュニティアーキテクトを加えることと、景観に関するガイドラインを付加したことによってさらにそれを強化したつもりでおります。それは今までどおり個別の案件の審査が出てきたら、今までと同じようにこういう建て方が良いとか、景観と合わせるためにはこういう外壁の色が良いとか、そういう議論は当然今後も行われます。

コミュニティアーキテクトを設けて助言を求める理由には、この間の荘内銀行のことがありまして、景観審の皆様にお諮りする段階では基本設計ができていて、そこから積算して実施設計にスライドする段階でそういう議論をされてもなかなか直せないということがありました。それだったら事前に景観ガイドライン、委員の仰るとおり鶴岡の景観として守ってきたものがあるものですから、それを事前に設計者、施主さんにご説明することで始めから後戻りすることのないように、それができるのではないかなということにこれを付加したことで、委員ご懸念のようなことは今以上に和らげられるのではないかと考えております。その辺の説明が十分伝わっていないのかなと今日の皆様のご意見をお聴きして思いましたので、繰り返しになりますけれども、市民の皆さんに周知するときは簡単に分かりやすい方法でやりたいと思います。ただ、25mの建物が何件も建つのでしょうかというご意見に対してはそのとおりでございます。ただ、その建て方、見え方をどういうふうにするかというのはこの景観審、都計審の中で議論して行って、そぐわない景観にならないようにしていくのが市の役割だと思っています。

会長

それでは、あえて繰り返しませんけれども意見数はそういうことでご理解をいただきます。なお、基本的なことは、変わりはない、ある意味でここに具体的な規制の問題とかはきちんと出ていますから、今までみたいにこれは公益かどうかなどと

ということにはならないということを含めて理解したつもりですし、何よりもこれから運用に当たり、きちんとした条文を作る段階で今日出たような意見もぜひ汲んでいただきたいです。あとで委員が心配したように5年後、10年後取り返しがつかないような間違いは、私ども審議会委員として責任がありますので、ぜひその辺のことをご配慮いただければと思います。大変難しい問題で委員仰るようにもっともっとこの件は考えていかなければならない面はありますが、以上をもってこのことに関しては終わらせていただきます。

会長

それでは二番目の鶴岡市における風力発電設備の設置等に係るガイドラインについての説明をお願いしたいと思います。

(説明：環境課主任)

会長

大変膨大なものになりますが、私どもとしては4(7)景観、(8)広告物ということと、関連して5 建設等の工事中及び工事完了後における調査、その辺のことに中心に協議させていただきたいと思います。

ご質問ご意見伺います。もちろん他の内容でも結構です。

委員

風力発電設備については知識がありませんので、一つは100kwとか、もしくは10,000kw以上のものについては法アセスとありますが、イメージが全然湧かないんですね。どのようなものなのか、100kwとはどのようなものなのか、10,000kwになるとどのくらいなのか。もう一つは今まで設置完了して事業しているところはあると思いますが、例えばそういったところの周辺のトラブルですとか、そういったことがあるのかなのか私ども全然わかりませんので、そういった中からガイドラインが必要となるのかなと思ったものですから、その辺を教えてくださいませんか。

会長

できるだけ具体的に、例えば酒田にあるのとか、立川にあるのとか、あと10,000kwというのは何本か本数が建ったときに10,000kwになるのか、その辺のことを教えてくださいませんか。

環境課主任

ワット数の関係ですけれども、100kwですとだいたい30~40mくらいの大きさになります。

会長

それは支柱の長さですか、羽根の長さですか。

環境課主任

下から羽根の頂点までを含めた全体の高さになります。イメージとしては三川のイオンに設置されているものがそのくらいのもことになります。1基で100kwに

なります。

会長

あれは小さいけど、例えば立川はどうなんですか。

環境課主任

立川や酒田に設置されているものと、だいたい1基2,000kw程度の規模のものになりまして、だいたい120m前後の高さでございます。そして10,000kw以上（場合によっては7,500kw以上）という法アセス、環境影響評価の対象となるようなものを考えるときには1基だけというわけではなくて、複数基同じような範囲に設置されている全体での数値というふうになっております。例えば2,000kwですと5基以上が一定区域内に建っているものになっております。

もう一点、現在設置されているところでのトラブル等ということですが、実際鶴岡市に建設されているものはございません。それで手続きとして法に則った環境影響評価の対象になっているものにつきましては三瀬の八森山で検討されているというものが1件ございます。ただ、こちらは環境影響評価の途中段階ということなので、具体的にどの地点に建つというところには至っていない状況です。

会長

他にご質問ご意見お願いします。

委員

15年くらい前に秋田県仁賀保高原に行って良い所だなと思ってまして、あるときまた行ったら風力発電の風車が建ちまして20～30基くらい建ちましてがっかりしたんですよ。現在はエネルギー供給がいろいろな形でありまして国民の間で受け入れつつあるのでしょうけれども、風力が好きな方は良い景色だと見るかもしれないけれども、やはり自然が壊されるという点では間違いないと思いますので、それで景観のところですけども、景観の変化を視覚的な表現方法によってとあり、合成写真等となっておりますが、それを評価するうえでも主観的な部分が入るのかなと思ひまして、どういう背景で、どういう風車だと景観にマッチして良いのかと、そういう価値判断の基準についてはどのように考えていますか。

環境課主任

視覚的に関して、景観という点について環境課でどういったものが良いかというものを示すのは難しい部分がございます、そういったところについて専門家等の意見を聴取させていただければというふうと考えております。

都市計画課長

三瀬で本格稼働に向けた試験ポールが建っているのですが、そのときも議論になりまして、今回は試験的なポールなので色はシルバーになっているはずなんですけど、そこは皆様と一緒に議論させてもらいたいと思っています。羽黒の手向にあるパンザマストが実は最初シルバーで塗って、隣に重要文化財があるのに、そこも景観的にどうなのかということがあって今は隣の建物に合わせて茶色に塗り直したのですけども。そういった議論もあると思います。山間にマッチするのが茶色が良い

のかグリーンが良いのか、逆にあまり溶け込みすぎて良いのかどうかというのも議論がありますので、そこは携帯電話の電話塔も一緒なんですけども、やはりそこは議論が必要なところかなと思います。

会長

他にご意見ご質問ございませんか。

委員

騒音等について環境省の基準が出ていますけども、実際に場所場所で騒音とか低周波とか、そういった数値は、例えば既存施設で計ったらこうだったという数値はあるのですか。また、県の基準との整合性はありますか。

環境課主任

騒音については、敷地境界で想定される騒音レベルについては実際に設置される位置と設置される施設の内容を基にして机上で計算するような形と考えております。振動についても同様と考えております。県については騒音振動に関して風力発電については、現時点で特段ガイドラインですとかそういったものはなかったと思いますので、それについての整合性というのはお答えしかねるのかなと思います。ただ、ガイドラインの内容、例えば距離ですとかについては全国的な市町村の事例を確認させていただき、その範囲内、その中で示されているものの中にあるようなものとはなっております。

会長

ちなみに付表1の地域の類型AAとかAとかBとかありますが、これはどういうものを意味しているのですか。それによってデシベルが出ていますので、このデシベル数は、私は過去にこういうことをしたことがあるのでおおよそわかるのですが、地域とデシベル数とどういう関係があるかわかりますか。

環境課主任

こちらは環境省で都市計画区域に合わせて基準を示しているものになっております。それに合わせて鶴岡市においても、市の用途地域に合わせて四つの区域ごとに基準値ということで示しておりましてそちらを基に設定しておりまして、付表裏側にだいたいどのような地域かということに記載しております。

委員

私、環境影響評価審査会の委員をやっていますし、県の環境審議会の委員もやっているんですけども、風車を設定する場合に法アセスに係る場合、一番重要な点は自然環境が大きく、その次が景観のところ、デザインに関してはちょっと前まではフォトモンタージュを使って影響評価書を出してくれていたのですが、今は業者さんはフォトモンタージュをしないようになってきています。ですから別のところで作らなければならない状況になっているかもしれません。それからもう一つ気になっているのは付表1※4の専門家等の例、環境審議会もしくは景観審議会とありますが、これは県の委員会のことを言っていると思うのですが、そもそも10,000kw以下だったら環境影響審査会も景観審議会もかからないので、この書き方はスルーするのではないかなと、関係ないのではないかなと思うのですが。それは

確かめておいていただきたいのですが。

環境課主任

市の環境審議会等です。

委員

鶴岡市独自の環境審議会に専門家の意見を聴くということですか。100kwであつても聴くというのは相当大変なことだと思います。

環境課主任

まったく全て聴くというよりは内容によりけりだと考えております。

委員

100kwでいちいち景観審議会に問うというのであれば将来とんでもない数の申請が出てくる可能性があるなという気がしています。ですから最低限の100kwがもうちょっと大きくても良いのかなとは思っていますが。

それから鶴岡市では森林文化都市構想があつてその中で森の散歩道20選というのを選んだりしています。そういう対象地と100kwクラスの風力発電が一致するケースが今後出てくると思うのですけれども、そういうときに必要なのがこのガイドラインだと思うのでそこがはっきり書かれていると良いなと思つたのですけれども。例えば八森山に設置される風力発電所の計画の中では、散策路の中に3基か4基できるんですよ。そのこと自体は、私は悪いとは思わないのですが、鶴岡市のエネルギー政策を市民の人に知ってもらふということに役に立つという面と、さうとうおっかないという面、怖いものが建つてその真下を歩くことになるという二つの面が出てくるのですが、そういう面をガイドラインとしてどう扱うのかをどこかに記載されていた方が良いのではないかなと。否定しているのではなくて大事な面がそこにありさうだなと。最も気になるのは専門家の意見を聴くのは100kwというところです。

環境課長

専門家等への意見聴取ということで、必要に応じて専門家等の意見を聴取するとなつており、専門家の例として環境審議会、景観審議会となつておりますが、景観審議会に関しては本日のこの場でございます。環境審議会については鶴岡市環境審議会というのが条例で別途ございまして、あくまでも市が必要と認めた場合に審議会の方に諮るということにして、かつ必要に応じてということにございまして、専門家のお考えを伺う場面があればということで、全部を通さないといけないということではないと思つております。

もう一つガイドラインというものの性質につきましてですね、知らないうちに通つてしまうとまずい、法定アセスメントですと、法に基づいてやるわけですが、それを下回るものですと誰も知らないで進んでしまうということがありまして、それを予め市には相談してくださいよといったようなニュアンスが強いものでございます。従いましていろいろ書いてはございますけれども、そのときそのときに応じてですね、必要に応じて対応していくためにまず入口のところをきちんと定めると、その後でここに書いていなくとも必要になつたことはお願いしていくような形で考えておりますので、もう少し柔軟なものというふうに考えております。

委員

特に付表1※4に記載している環境影響評価方法書等の内容に係る意見聴取とありますが、これは方法書作るということですか。とんでもないお金がかかりますよ。

環境課長

これはかっちりしたものを作ってもらうのではなく、あればということだと思います。それに代わるものを出していただければということです。

委員

10,000kwを超えるものですと方法書出てきますので市は自動的に見れるのですが、100kwとかだったら絶対作らないのでそこが書いてあるというのが、辻褄が合わなくなってしまわないかなというふうに感じたのですが。

環境課長

言葉の表現なのですが、どちらかというとな方法書が出てくる方が少ないのかなと思いますので、検討させていただきます。

会長

3ページのアとイには事業者は、とはっきり書いているのですが、ウとエは読みようによっては誰がするのか、事業者か、または市というふうにもとれなくはないし、なぜここに誰がするのかということが書いていないのか、全体を見るとわかるという意味ですか。例えば、上と同じように事業者は、とか、そのところはいかがですか。

環境課主任

こちらは全体としては大きい4の建設等に当たっての基準ということで、全体として事業者に守っていただくべきこととして書かれている内容になっております。ただ、具体的な文言につきましては最終的なものに向けて調整を取らせていただきたいと思います。

会長

最後に争いとかになったら、これはどっちなんだと、誰が主体者なのかとちょっとわかりにくいなと思ったものですから。

環境課長

他のところにくどいほど事業者は、という記載があるので省略したのだと思います。

会長

上二つにあってないというのは、市がするのかと読めなくもないものですから。他にはございませんか。

なければ、先ほど委員の方から問題もありませんでしたが、確かにそうなのですが、今どうしても自然エネルギーを活用する、太陽光あるいは風力といったものは避けて通れないとしてこの会として反対するわけにはいかないだろうというふう

認識しますが、今出ましたことを柱にしてまだ条文は直すということでありますけれども、賛成であるという方の挙手を求めます。

(全員挙手)

会長

全会一致ということで、賛成であるということはこの会の意思とさせていただきます。

以上でもってこの件は終わりにします。

最後にその他、事務局から何かございますか。

都市計画課長

特にございません。

会長

委員の皆さんからはございますか。

(なし)

会長

ではなしと認めて、以上でもって審議を終わらせていただきます。長くなりましたけれども発言をいただきありがとうございました。

4. 閉会（都市計画課長）